

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.10月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

定額残業代に関する最高裁判決

平成30年7月19日、定額残業代に関する最高裁の重要判決が示されました。労務管理の実務に一定の影響を与えるものですので、紹介いたします。

【事案】

訴えを起こした労働者は薬剤師です。会社の定めた定額残業代を無効、かつ、休憩時間に労働をさせられていたことを理由に未払い残業代請求訴訟を提起した事案です。

一 事実関係

1. 会社は労働者の雇用にあたって、下記の書類/諸規定を整備していました。

- ・給与明細書の記載
「月額給与461,500円、業務手当101,000円」
- ・採用条件確認書の記載
「月額給与 461,500円、業務手当101,000円 みなし時間外手当」
「時間外勤務手当の取り扱い 年収に見込み残業代を含む」
「時間外手当は、みなし残業時間を超えた場合はこの限りではない」
- ・賃金規程の記載
「業務手当は、一賃金支払い期において時間外労働があったものとみなして、時間手当の代わりとして支給する」
- ・原告以外の他の労働者との間で作成された確認書の記載
業務手当月額として確定金額の記載があり、また、「業務手当は、固定時間外労働賃金（時間外労働30時間分）として毎月支給します。一賃金計算期間における時間外労働がその時間に満たない場合であっても全額支給します」

2. 原告労働者の時間外労働等の時間

1か月間単位でみると、全15回のうち30時間以上が3回、20時間未満が2回であり、その余の10回は20時間台

二 最高裁判決

最高裁は「雇用契約においてある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、会社の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである。」と示しました。

その上で、本件について、雇用契約書、採用条件確認書、賃金規程におい

て、月々支払われる所定賃金のうち業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたこと、会社と訴えを起こした労働者以外の各労働者との間で作成された確認書にも、業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたことから、会社の賃金体系において、業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたと認定しました。

そして、労働者に支払われた業務手当が1か月当たりの平均所定労働時間（157.3時間）を基に算定すると、約28時間分の時間外労働に対する割増賃金に相当し、労働者の実際の時間外労働等の状況と大きくかい離するものではないとして、薬剤師の毎月の業務手当101,000円を適法な残業代の支払いといえると認定し、労働者の請求を認めない結論としました。

三 検討

この最高裁判決からいえることは、有効なみなし残業・定額残業代となるためには

- ①雇用条件通知書、労働契約書、就業規則、賃金規定などに「時間外労働手当」の記載がなされていること
 - ②会社が労働者に対して、「時間外労働手当」の説明を行っていること
 - ③実際の残業時間と「時間外労働手当」の金額が大きくかい離していないこと
- といった条件を満たす必要があるということです。

今回の判決で、これまで定額残業代の有効条件と考えられていた定額残業代の想定残業時間の明示、定額残業代と実際の残業代の差額精算は必須の要件ではなくなったといえます。

もっとも、本件では定額残業代の算定基礎となる時間と実際の残業時間の差異が非常に小さいという事情があります。

多くの紛争事例では、定額残業代をはるかに超える残業がなされているため、労働者の実際の労働時間等の勤務状況など周辺事情が考慮されるようになり、実際の労働時間などの分析が不可欠となります。

定額残業代を定め、差額精算などを行っていない会社は、この最高裁判決の論旨を十分意識して、賃金体系を改める必要があります。



【代表弁護士】
谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。

保険代理店さま向けセミナー

保険代理店のための法人営業力アップ!!

メンタルヘルス・労災リスク対策と決裁者に響く保険提案

【主な内容】 労災リスク対策のご提案強化を中心に、法人営業の現場で決裁者へのご提案時に活用できる知識やノウハウをご案内します。

成田開催

【日時】 11月6日(火) 15:30~17:00
【場所】 リーガルプラス 成田事務所
【定員】 8名
【講師】 弁護士:宮崎 寛之

船橋開催

【日時】 11月7日(水) 15:30~17:00
【場所】 クロス・ウェーブ船橋
【定員】 8名
【講師】 弁護士:宮沢 純一

千葉開催

【日時】 11月8日(木) 15:30~17:00
【場所】 リーガルプラス 千葉事務所
【定員】 10名
【講師】 代表弁護士:谷 靖介

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL:03-4455-9129 FAX:03-6265-1132

受付時間:平日9:30~17:00/担当:若本(いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

参加
無料

交通事故解決事例 Q & A

事例

K子さんが自転車に乗って信号のない交差点を走行していたところ、左方から交差点に進入してきた自動車に衝突されました。衝突による転倒により、K子さんは、右手関節打撲傷、右TFCC^{*}損傷、左足関節捻挫等の傷害を負いました。

^{*}手首尺側(くるぶし側)に存在する軟部組織

Q 治療が終了して、すぐに、保険会社から示談書が送られてきました。保険会社の担当者からは、早く署名して送り返すよう何度も電話がかかってきます。まだ体に痛みが残る状態で示談してしまうことに不安があるのですが、示談書に署名すべきですか？

A 後遺障害等級認定の申請の手続きはされましたか？保険会社によっては、治療終了後、後遺障害の申請手続きの説明を十分にせずに、示談してしまうおとところもあります。

治療が終了したにもかかわらず、事故による受傷部位に、痛みや可動域制限等の症状が残存している場合には、その症状が、後遺障害に該当する可能性があります。

治療終了後、間もなく保険会社から示談書が送られてきた場合には、後遺障害等級認定の申請をしない【=後遺障害がない】ことが前提とされており、低い水準での賠償額の提案である可能性が高いです。したがって、どんなに担当者から急がされようと、示談書に署名することはお勧めしません。

Q 後遺障害等級認定申請の手続きを弁護士に頼むメリットは何ですか？

A 後遺障害の認定においては、提出された書類やレントゲン等の画像のみを元に審査を行うため、書類の内容が正確であることが非常に重要です。

例えば、後遺障害診断書に、残存している症状がきちんと全て記載されていない場合には、資料を補足したり、可能であれば医師に修正を依頼する等、軌道修正をする必要があります。また、必要な

場合には、所定の書類に追加して、弁護士が作成した意見書等を添付することも考えられます。このように、提出書類の内容が適切か、情報として十分かをチェックできるところに、弁護士がお手伝いするメリットがあると言えます。

K子さんの場合は、治療終了後の継続通院の資料や、弁護士作成の報告書等を添付して申請を行った結果、右TFCC損傷につき、後遺障害等級12級13号が認定されました。

12級の後遺障害が認定されたことにより、K子さんには、最終的に、初回提案額の20倍以上もの損害賠償金が支払われました。このような事例はやや極端ですが、保険会社は、あくまでも相手方が加入する保険という立場にありますので、手続きの説明が不十分であったり、示談書で提案された損害賠償額が著しく低額であることは、十分あり得ます。

後遺障害が認められるか否かは、それぞれの事故態様、怪我の重症さ、治療の経緯等にもよりますが、どのような手続きを利用すべきか、どのように保険会社と交渉していくべきか、その見極めの為にも、ぜひ一度弁護士にご相談されることをお勧めいたします。



【市川法律事務所】
所属弁護士：三波 玲奈(みなみ れな)

プロフィール

東京大学法科大学院卒業後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心として、「依頼者の方に寄り添い、前向きな気持ちになってもらえる弁護士に」という気持ちを大切に、活動を行う。趣味は旅行。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間500件超^{*}の実績がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

^{*}平成29年7月1日～平成30年6月30日

講演報告

9月26日東京、9月28日大阪で開催された、弁護士ドットコム様主催のセミナーにて、当法人広報・マーケティング部の近藤が「WEB施策の基本知識とホームページ活用法」をテーマに講師を担当させていただきました。個人・小規模の法律事務所を経営する代表弁護士・スタッフの方に向けて、WEBマーケティングの基礎知識や、ホームページの活用について講演させていただきました。両会場あわせて100名近くの方にご参加いただきました。「地域で必要とされる弁護士となるために、一般市民の方にとって有益な法律情報を、どのように届けるべきか」を軸に、「地域のリーガルインフラ」を目指す当事務所の例をとりながら、お話をさせていただきました。



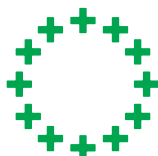
編集後記

いたるところでハロウィン仕様の飾りつけや商品を目にするこの頃。月末近くになれば仮装した子どもたちが「Trick or Treat(トリック・オア・トリート)」の言葉と共に、街を歩く姿も多く見かけられることでしょう。そして子どもたち以上に大人も年々盛り上がりを見せており、思い思いのコスチュームに身を包み、パーティーやパレードを楽しむ日本式ハロウィンが海外でも話題のようです。

ちなみに今年の人気コスチューム第1位は魔女の宅急便のキキ、第2位はハリーポッター、第3位はマリオブラザーズとのこと(amazon調べ)。日本独自に進化したハロウィンが今後どのように広がっていくのかも注目です。



法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る
LEGAL PLUS
弁護士法人 リーガルプラス
[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350